

平成22年10月28日

各 位

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社
(コード番号 : 8309 東大名)

臨時株主総会および普通株主様による種類株主総会の招集並びに 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成22年8月24日付プレスリリース「中央三井トラスト・グループと住友信託銀行グループの経営統合に関する最終合意等について」および本日付プレスリリース「中央三井トラスト・グループ、住友信託銀行グループの経営統合時における三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の役員体制について」でお知らせしましたとおり、当社および住友信託銀行株式会社（以下「住友信託銀行」）の株主総会の承認並びに関係当局の認可等を前提として、平成23年4月1日付で住友信託銀行との間で株式交換（以下「本株式交換」）により経営統合（以下「本経営統合」）を行い、あわせて商号・本店所在地等を変更するとともに、取締役10名および監査役6名の役員体制とする予定です。また、本経営統合の予定を踏まえ役員の退職慰労金制度を廃止しこれに伴う退職慰労金打切り支給を行う予定です。

本日開催の当社取締役会において、本株式交換、商号・本店所在地等の変更のための定款一部変更、役員の選任および役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打切り支給をご承認いただくための臨時株主総会を招集すること、並びに一部議案について普通株主様による種類株主総会を当該臨時株主総会と兼ねて招集することを決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 臨時株主総会兼種類株主総会の日程および付議する議案

(1) 臨時株主総会兼種類株主総会の日程

平成22年12月22日（予定）

(2) 臨時株主総会兼種類株主総会に付議する議案

- ア. 当社と住友信託銀行株式会社との株式交換契約承認の件
 - イ. 定款一部変更の件
 - ウ. 取締役5名選任の件
 - エ. 監査役3名選任の件
 - オ. 取締役および監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打切り支給の件
- （ア.～オ.の議案は臨時株主総会の議案となります。このうちア.およびイ.の議案については普通株主による種類株主総会の議案を兼ねることとなります。）

2. 定款変更の目的、内容および日程

(1) 定款変更の目的

議案「当社と住友信託銀行株式会社との株式交換契約承認の件」が原案どおり承認可決され、平成22年12月22日開催予定の住友信託銀行の臨時株主総会並びに普通株主による種類株主総会および第1回第二種優先株式の株主による種類株主総会において本株式交換契約が承認可決されますと、当社と住友信託銀行との本株式交換の効力発生日に、新たな信託銀行グループが発足することとなります。これに伴い、当社現行定款のうち以下の事項につ

いて所要の変更を行うものであります。

なお、本議案に係る決議は、本株式交換の効力が生ずることを条件として、本株式交換の効力発生時に効力を生ずることといたします。

ア. 商号(変更後定款第1条)

本経営統合に伴い、商号を「三井住友トラスト・ホールディングス株式会社」に変更するものです。

イ. 本店の所在地(変更後定款第3条)

本経営統合に伴い、本店所在地を「東京都千代田区」に変更するものです。

ウ. 公告方法(変更後定款第5条)

事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合の公告方法について、「日本経済新聞に掲載する方法」とし、発行地を限定する文言を削除するものです。

エ. 発行可能株式総数および発行可能種類株式総数(変更後定款第6条)

本経営統合に伴い、発行可能株式総数および各種類の種類株式の発行可能種類株式総数の増加その他所要の変更を行うものです。

オ. 優先株式に係る規定(変更後定款第6条、第12条、第13条、第14条、第15条、第18条、第19条、第20条、第21条、第29条)

本経営統合に伴い、住友信託銀行の優先株式に関する定款の規定に相当する規定の追加その他所要の変更を行うものです。

カ. 副会長(変更後定款第34条)

会長を補佐する取締役を明確にするため、副会長の選定に関する規定を追加するものです。

キ. 常任監査役(変更後定款第42条)

監査体制の整備を図るため、常任監査役の選定に関する規定を追加するものです。

ク. 上記のほか定款全般にわたり、引用条数の変更および条数の繰下げ等所要の変更を行うものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1条(商号) 当社は、 <u>中央三井トラスト・ホールディングス株式会社</u> と称し、英文では、 <u>Chuo Mitsui Trust Holdings, Inc.</u> と表示する。	第1条(商号) 当社は、 <u>三井住友トラスト・ホールディングス株式会社</u> と称し、英文では、 <u>Sumitomo Mitsui Trust Holdings, Inc.</u> と表示する。
第2条(条文省略)	第2条(現行どおり)
第3条(本店の所在地) 当社は、本店を東京都 <u>港区</u> に置く。	第3条(本店の所在地) 当社は、本店を東京都 <u>千代田区</u> に置く。
第4条(条文省略)	第4条(現行どおり)
第5条(公告方法) 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、 <u>東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法</u> とする。	第5条(公告方法) 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、 <u>日本経済新聞に掲載する方法</u> とする。

現 行 定 款	変 更 案																																				
<p>第6条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、<u>4,193,332,436株</u>とし、<u>その内訳は次のとおりとする。</u></p> <table data-bbox="284 857 794 965"> <tr> <td>普通株式</td> <td><u>4,068,332,436株</u></td> </tr> <tr> <td>第五種優先株式</td> <td><u>62,500,000株</u></td> </tr> <tr> <td>第六種優先株式</td> <td><u>62,500,000株</u></td> </tr> </table>	普通株式	<u>4,068,332,436株</u>	第五種優先株式	<u>62,500,000株</u>	第六種優先株式	<u>62,500,000株</u>	<p>第6条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、<u>9,100,000,000株</u>とし、<u>各種類の種類株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</u><u>ただし、第1回ないし第4回第七種優先株式（以下併せて「第七種優先株式」という。）の発行可能種類株式総数は併せて200,000,000株、第1回ないし第4回第八種優先株式（以下併せて「第八種優先株式」という。）の発行可能種類株式総数は併せて100,000,000株、第1回ないし第4回第九種優先株式（以下併せて「第九種優先株式」といい、第五種優先株式、第六種優先株式、第七種優先株式および第八種優先株式と併せて「優先株式」という。）の発行可能種類株式総数は併せて100,000,000株をそれぞれ超えないものとする。</u></p> <table data-bbox="873 857 1353 1400"> <tr> <td>普通株式</td> <td><u>8,500,000,000株</u></td> </tr> <tr> <td>第五種優先株式</td> <td><u>100,000,000株</u></td> </tr> <tr> <td>第六種優先株式</td> <td><u>100,000,000株</u></td> </tr> <tr> <td>第1回第七種優先株式</td> <td><u>200,000,000株</u></td> </tr> <tr> <td>第2回第七種優先株式</td> <td><u>200,000,000株</u></td> </tr> <tr> <td>第3回第七種優先株式</td> <td><u>200,000,000株</u></td> </tr> <tr> <td>第4回第七種優先株式</td> <td><u>200,000,000株</u></td> </tr> <tr> <td>第1回第八種優先株式</td> <td><u>100,000,000株</u></td> </tr> <tr> <td>第2回第八種優先株式</td> <td><u>100,000,000株</u></td> </tr> <tr> <td>第3回第八種優先株式</td> <td><u>100,000,000株</u></td> </tr> <tr> <td>第4回第八種優先株式</td> <td><u>100,000,000株</u></td> </tr> <tr> <td>第1回第九種優先株式</td> <td><u>100,000,000株</u></td> </tr> <tr> <td>第2回第九種優先株式</td> <td><u>100,000,000株</u></td> </tr> <tr> <td>第3回第九種優先株式</td> <td><u>100,000,000株</u></td> </tr> <tr> <td>第4回第九種優先株式</td> <td><u>100,000,000株</u></td> </tr> </table>	普通株式	<u>8,500,000,000株</u>	第五種優先株式	<u>100,000,000株</u>	第六種優先株式	<u>100,000,000株</u>	第1回第七種優先株式	<u>200,000,000株</u>	第2回第七種優先株式	<u>200,000,000株</u>	第3回第七種優先株式	<u>200,000,000株</u>	第4回第七種優先株式	<u>200,000,000株</u>	第1回第八種優先株式	<u>100,000,000株</u>	第2回第八種優先株式	<u>100,000,000株</u>	第3回第八種優先株式	<u>100,000,000株</u>	第4回第八種優先株式	<u>100,000,000株</u>	第1回第九種優先株式	<u>100,000,000株</u>	第2回第九種優先株式	<u>100,000,000株</u>	第3回第九種優先株式	<u>100,000,000株</u>	第4回第九種優先株式	<u>100,000,000株</u>
普通株式	<u>4,068,332,436株</u>																																				
第五種優先株式	<u>62,500,000株</u>																																				
第六種優先株式	<u>62,500,000株</u>																																				
普通株式	<u>8,500,000,000株</u>																																				
第五種優先株式	<u>100,000,000株</u>																																				
第六種優先株式	<u>100,000,000株</u>																																				
第1回第七種優先株式	<u>200,000,000株</u>																																				
第2回第七種優先株式	<u>200,000,000株</u>																																				
第3回第七種優先株式	<u>200,000,000株</u>																																				
第4回第七種優先株式	<u>200,000,000株</u>																																				
第1回第八種優先株式	<u>100,000,000株</u>																																				
第2回第八種優先株式	<u>100,000,000株</u>																																				
第3回第八種優先株式	<u>100,000,000株</u>																																				
第4回第八種優先株式	<u>100,000,000株</u>																																				
第1回第九種優先株式	<u>100,000,000株</u>																																				
第2回第九種優先株式	<u>100,000,000株</u>																																				
第3回第九種優先株式	<u>100,000,000株</u>																																				
第4回第九種優先株式	<u>100,000,000株</u>																																				
<p>第7条～第11条（条文省略）</p> <p>第12条（優先配当金） 当会社は、<u>第49条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の剰余金（以下「優先配当金」という。）を金銭で配当する。ただし、当該配当の基準日が属する事業年度中に設けられた基準日より、次条に定める優先中間配当の全部または一部および第49条第2項による剰余金の配当に際し優先配当を行ったときはその額を控除した額とする。</u></p>	<p>第7条～第11条（現行どおり）</p> <p>第12条（優先配当金） 当会社は、<u>第52条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の剰余金（以下「優先配当金」という。）を金銭で配当する。ただし、当該配当の基準日が属する事業年度中に設けられた基準日より、次条に定める優先中間配当金の全部または一部および第14条に定める優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。</u></p>																																				

現 行 定 款	変 更 案
<p>第五種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出される額。ただし、配当率は、固定配当率、変動配当率またはその組合わせとし、固定配当率については年10%を、変動配当率については有価証券の発行において一般に用いられている金利指標（LIBOR、TIBOR、スワップレート等）に5%を加えた年率を、それぞれ上限とする。<u>なお、第五種優先株式の1株当たりの払込金額は、1,600円を上限とする。</u></p> <p>第六種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出される額。ただし、配当率は、固定配当率、変動配当率またはその組合わせとし、固定配当率については年10%を、変動配当率については有価証券の発行において一般に用いられている金利指標（LIBOR、TIBOR、スワップレート等）に5%を加えた年率を、それぞれ上限とする。<u>なお、第六種優先株式の1株当たりの払込金額は、1,600円を上限とする。</u></p> <p>2 ある事業年度において優先株主または優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が優先配当金に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>3 優先株主または優先登録株式質権者に対しては優先配当金の額を超えて配当はしない。</p>	<p>第五種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出される額。ただし、配当率は、固定配当率、変動配当率またはその組合わせとし、固定配当率については年10%を、変動配当率については有価証券の発行において一般に用いられている金利指標（LIBOR、TIBOR、スワップレート等）に5%を加えた年率を、それぞれ上限とする。</p> <p>第六種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出される額。ただし、配当率は、固定配当率、変動配当率またはその組合わせとし、固定配当率については年10%を、変動配当率については有価証券の発行において一般に用いられている金利指標（LIBOR、TIBOR、スワップレート等）に5%を加えた年率を、それぞれ上限とする。</p> <p><u>第1回第七種優先株式 1株につき、年42円30銭</u></p> <p><u>第2回ないし第4回第七種優先株式 1株につき、年150円を上限として発行に先立って取締役会の決議で定める額</u></p> <p><u>各種類の第八種優先株式 1株につき、年100円を上限として発行に先立って取締役会の決議で定める額</u></p> <p><u>各種類の第九種優先株式 1株につき、年100円を上限として発行に先立って取締役会の決議で定める額</u></p> <p>2 ある事業年度において優先株主または優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が優先配当金に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>3 優先株主または優先登録株式質権者に対しては優先配当金の額を超えて配当はしない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第13条（優先中間配当金） 当社は、<u>第50条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1相当額の金銭（以下「優先中間配当金」という。）を支払う。</u> ただし、当該中間配当の基準日前に、当該基準日が属する事業年度中に設けられた基準日より、<u>第49条第2項による剰余金の配当に際し優先配当を行ったときはその額を控除した額とする。</u></p> <p>（新設）</p>	<p>第13条（優先中間配当金） 当社は、<u>第53条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭（以下「優先中間配当金」という。）を支払う。</u>ただし、当該中間配当の基準日前に、当該基準日が属する事業年度中に設けられた基準日より、<u>次条に定める優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。</u></p> <p><u>第五種優先株式、第六種優先株式、第2回ないし第4回第七種優先株式、各種類の第八種優先株式および各種類の第九種優先株式</u> <u>1株につき、優先配当金の額の2分の1を上限として、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される額</u> <u>第1回第七種優先株式</u> <u>1株につき、年21円15銭</u></p> <p>第14条（優先臨時配当金） 当社は、<u>第52条第2項に定める剰余金の配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭（以下「優先臨時配当金」という。）を支払う。</u>ただし、当該配当の基準日（以下「臨時配当基準日」という。）前に、当該基準日が属する事業年度中に設けられた基準日より、<u>優先中間配当金の全部または一部および別の優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。</u></p> <p><u>第五種優先株式、第六種優先株式、第2回ないし第4回第七種優先株式、各種類の第八種優先株式および各種類の第九種優先株式</u> <u>1株につき、優先配当金の額を上限として、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される額</u> <u>第1回第七種優先株式</u> <u>1株につき、経過期間相当額（臨時配当基準日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から臨時配当基準日（同日を含む。）までの日数を365で除した数に優先配当金の額を乗じて計算される額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）をいう。）</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第14条（残余財産の分配） 当社の残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、<u>それぞれ次に定める額を支払う。</u> <u>第五種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される比率を乗じて算出される額。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。</u> <u>第六種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される比率を乗じて算出される額。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。</u></p> <p>2 前項に定めるほか、優先株主または優先登録株式質権者に対しては残余財産の分配はしない。</p> <p>第15条～第16条（条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>第17条（取得条項） 当社は、<u>第五種優先株式および第六種優先株式について、取締役会が別に定める日が到来したときは、当該優先株式を初めて発行するときまでに取締役会の決議によって定める市場実勢および当該優先株式に係る残余財産の分配額等を勘案して妥当と認められる価額に相当する金銭と引換えに、その一部または全部を取得することができる。</u></p>	<p>第15条（残余財産の分配） 当社の残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、<u>各種類の優先株式1株につき1,000円を支払う。</u></p> <p>2 前項に定めるほか、優先株主または優先登録株式質権者に対しては残余財産の分配はしない。</p> <p>第16条～第17条（現行どおり）</p> <p>第18条（普通株式を対価とする取得請求権） <u>各種類の第八種優先株式または各種類の第九種優先株式を有する優先株主は、発行に先立って取締役会の決議で定める当該種類の優先株式の取得を請求することができる期間中、当社が当該種類の優先株式を取得するのと引換えに当該決議で定める算定方法により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求することができる。</u> <u>2 前項の普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第167条第3項に規定される方法によりこれを取り扱う。</u></p> <p>第19条（金銭を対価とする取得条項） 当社は、<u>第五種優先株式、第六種優先株式、第2回ないし第4回第七種優先株式および各種類の第八種優先株式について、取締役会が別に定める日が到来したときは、当該優先株式を初めて発行するときまでに取締役会の決議によって定める市場実勢および当該優先株式に係る残余財産の分配額等を勘案して妥当と認められる価額に相当する金銭と引換えに、その一部または全部を取得することができる。</u> <u>2 当社は、第1回第七種優先株式については、平成26年10月1日以降の日であって、取締役会が別に定める日（以下「取得日」と</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法によりこれを行う。</p> <p>(新設)</p> <p>第18条 (優先順位) 当社の発行する各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金、<u>第49条第2項による剰余金の配当に際し行った優先配当</u>および残余財産の支払順位は、同順位とする。</p>	<p>いう。)に、1株につき1,000円に経過配当相当額(取得日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの日数を365で除した数に優先配当金の額を乗じて計算される額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)をいい、当該事業年度中に、取得日の前日(同日を含む。)までに設けられた基準日により、優先中間配当金の全部または一部および優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。)を加算した価額に相当する金銭の交付と引換えに、その一部または全部を取得することができる。</p> <p><u>3 前二項に基づき各種の優先株式の一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法によりこれを行う。</u></p> <p><u>第20条 (普通株式を対価とする取得条項)</u> 当社は、取得を請求することができる期間中に取得請求のなかった各種の第八種優先株式および各種の第九種優先株式を、当該種類の優先株式の取得を請求することができる期間の末日の翌日をもって取得し、これと引換えに当該種類の優先株式1株当たりの払込金額相当額を同日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の当社の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が当該種類の優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める額を下回るときは、当該種類の優先株式1株当たりの払込金額相当額を当該決議で定める額で除して得られる数の当社の普通株式を交付する。</p> <p><u>2 前項の普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に規定される方法によりこれを取り扱う。</u></p> <p>第21条 (優先順位) 当社の発行する各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金、優先臨時配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第19条～第25条（条文省略）</p> <p>第26条（種類株主総会） 第19条第2項、第21条、第23条、第24条および前条の規定は種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>第27条～第30条（条文省略）</p> <p>第31条（会長、社長、副社長、専務取締役、常務取締役） 取締役会は、その決議をもって、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要あるときは、取締役の中から、会長1名および副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。 一 会長は、取締役会を掌る。 （新設） 二 社長は、取締役会の決議に基づき、当会社の業務を執行する。 三 副社長は、社長を補佐して当会社の業務を執行し、社長にさしつかえあるときは、順位にしたがい、その職務を代行する。 四 専務取締役は、社長、副社長を補佐して当会社の業務を執行し、社長、副社長ともにさしつかえあるときは、順位にしたがい、その職務を代行する。 五 常務取締役は、社長、副社長、専務取締役を補佐して当会社の業務を執行し、社長、副社長、専務取締役ともにさしつかえあるときは、順位にしたがい、その職務を代行する。</p> <p>第32条（取締役会の招集） 取締役会は、会長が招集し、その議長となる。 2 会長を選定しないとき、または会長にさしつかえあるときは、<u>社長、副社長、専務取締役、常務取締役、取締役が</u>順位にしたがい、その職務を代行する。 3 取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに招集通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 4 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開催することができる。</p>	<p>第22条～第28条（現行どおり）</p> <p>第29条（種類株主総会） 第22条第2項、第24条、第25条、第26条、第27条および前条の規定は種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>第30条～第33条（現行どおり）</p> <p>第34条（会長、副会長、社長、副社長、専務取締役、常務取締役） 取締役会は、その決議をもって、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要あるときは、取締役の中から、会長1名および副会長、副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。 一 会長は、取締役会を掌る。 二 <u>副会長は、会長を補佐する。</u> 三 社長は、取締役会の決議に基づき、当会社の業務を執行する。 四 副社長は、社長を補佐して当会社の業務を執行し、社長にさしつかえあるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた</u>順位にしたがい、その職務を代行する。 五 専務取締役は、社長、副社長を補佐して当会社の業務を執行し、社長、副社長ともにさしつかえあるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた</u>順位にしたがい、その職務を代行する。 六 常務取締役は、社長、副社長、専務取締役を補佐して当会社の業務を執行し、社長、副社長、専務取締役ともにさしつかえあるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた</u>順位にしたがい、その職務を代行する。</p> <p>第35条（取締役会の招集） 取締役会は、会長が招集し、その議長となる。 2 会長を選定しないとき、または会長にさしつかえあるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた</u>順位にしたがい、<u>ほかの取締役が</u>その職務を代行する。 3 取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに招集通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 4 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第<u>33</u>条～第<u>38</u>条（条文省略）</p> <p>第<u>39</u>条（常勤監査役） 監査役会は、その決議をもって、監査役の中から、常勤の監査役を選定する。 （新設）</p> <p>第<u>40</u>条～第<u>51</u>条（条文省略）</p>	<p>第<u>36</u>条～第<u>41</u>条（現行どおり）</p> <p>第<u>42</u>条（常勤監査役および常任監査役） 監査役会は、その決議をもって、監査役の中から、常勤の監査役を選定する。 <u>2 監査役会は、その決議をもって、常任監査役若干名を選定することができる。</u></p> <p>第<u>43</u>条～第<u>54</u>条（現行どおり）</p>

（3）定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	平成22年12月22日（予定）
定款変更の効力発生日	平成23年4月1日（予定）

以 上

将来見通しに関する注意事項

このお知らせには、上記の中央三井トラスト・ホールディングス株式会社と住友信託銀行株式会社との経営統合及び業務提携ならびにその結果にかかる将来見通しに関する記述が含まれています。これらの将来に関する記述は、「考えます」、「期待します」、「見込みます」、「計画します」、「意図します」、「はずです」、「するつもりです」、「予測します」、「将来」、その他、これらと同様の表現、又は特に「戦略」、「目標」、「計画」、「意図」などに関する説明という形で示されています。多くの要因によって、本文書に述べられている「将来に関する記述」と大きく異なる実際の結果が、将来発生する可能性があります。かかる要因としては、以下が含まれますが、これに限定されるものではありません。

- 両社が本案件の条件に関し一部あるいは完全に合意できないこと
- 本案件に必要な株主総会の承認が得られないこと
- 本案件の完了に必要とされる規制上の条件又は他の条件が充足されないリスク
- 本案件の当事者に関連する法制度、会計基準等又はその他の経営環境の変化が及ぼす影響
- 事業戦略を実行する上での課題
- 金融の不安定性及び他の一般的経済状況又は業界状況の変化が及ぼす影響
- 本案件の完了に関するその他のリスク

その他の情報及びその入手先

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社（以下「中央三井トラスト・ホールディングス」といいます。）は、住友信託銀行株式会社（以下「住友信託銀行」といいます。）との経営統合計画に関連して、フォームF-4 による登録届出書を米国証券取引委員会（以下「SEC」といいます。）にファイルする可能性があります。フォームF-4 をファイルすることとなった場合、フォームF-4 には目論見書及びその他の文書が含まれることとなります。フォームF-4が提出され、その効力が発生した場合、本経営統合を承認するための議決権行使が行われる予定である住友信託銀行の株主総会の開催日前に、フォームF-4の一部として提出された目論見書が、住友信託銀行の米国株主に対し発送される予定です。フォームF-4 がファイルされることとなった場合、ファイルされるフォームF-4 及び目論見書（その後の修正を含みます。）には、中央三井トラスト・ホールディングス及び住友信託銀行に関する情報、経営統合計画ならびに本案件の条件を含む関連情報などの重要な情報が含まれることとなります。住友信託銀行の米国株主におかれましては、株主総会において当該経営統合計画に対する判断をなされる前に、本計画に関連してSEC にファイルされた又はされるフォームF-4、目論見書及びその他の文書（その後の修正を含みます。）を注意してお読みになるようお願いいたします。フォームF-4 がファイルされた場合、本経営統合計画に関連してSEC へファイルされるフォームF-4、目論見書及び他の全ての文書は、ファイル後にSEC のウェブサイト (www.sec.gov) から無料で入手することができます。また、当該経営統合計画に関連してSEC へファイルされる目論見書及び他の全ての文書は、中央三井トラスト・ホールディングス (Fax 番号 +81-3-5232-8716) または住友信託銀行 (Fax 番号 +81-3-3286-4654) に対してファックスで請求することにより無料で住友信託銀行の米国株主に提供されます。